

じどうしゃの てつづきは 3月31日までに してください

やさしい日本語

じどうしゃの 登録証明書<とうろくしょうめいしょ=>くるまを もっているひとが だれか かいてある かみ>を みてください。

4月(がつ)1日(にち)に じぶんが 所有者<しょゆうしゃ=>くるまを もっている ひと> になっているときは 自動車税(じどうしゃぜい)を はらわなければいけません。

つぎのひとは 3月(がつ)31日(にち)までに かならず 運輸支局(うんゆしきょく)で てつづきをしてください。

- くるまを 売(う)ったひと
- くるまを 買(か)ったひと
- くるまを 廃車<はいしゃ=>つかわなくなった>したひと

運輸支局(うんゆしきょく)の ばしょ

○静岡運輸支局沼津自動車検査登録事務所(しずおかうんゆしきょくぬまづじどうしゃけんさとうろくじむしょ)

〒410-0312 沼津市原字古田 2480(ぬまずしはらあざふるた)

050-5540-2051

○静岡運輸支局(しずおかうんゆしきょく)

〒422-8004 静岡市駿河区国吉田 2丁目 4-25(しずおかしするがくくによした 2-4-25)

050-5540-2050

○静岡運輸支局浜松自動車検査登録事務所(しずおかうんゆしきょくはままつじどうしゃけんさとうろくじむしょ)

〒435-0007 浜松市東区流通元町 11-1(はままつしひがしくりゅうつうもとまち 11-1)

050-5540-2052